

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和6年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	環境政策課	228-3982	堺エコライフポイントアプリ提供 運用業務	フェリカポケットマーケティ ング株式会社	3,960,000	R6.4.1	本業務は、堺エコライフポイント事業を継続するにあたり、ユーザへの堺エコライフポイントアプリの 提供業務(アプリの提供及びセキュリティ対策等)とユーザ向けの運用業務(アップデート対応や ユーザからの問合せ対応の二次対応等)を委託するものである。 当該事業は当該アプリを通じて環境行動の実践に対してポイント付与を行うことで市民等の環境行 動変容を促進するものである。従って事業の継続のためには、令和5年度に登録したユーザが引き 続き当該アプリを利用でき、かつ新規ユーザも登録できるようにすることが必要不可欠であり、当該 アプリを引き続き提供し運用する必要がある。 そのためには、当該アプリについて詳細な知識や高度な専門的技術を有し、かつ令和5年度のユー ザ情報を引き継ぐことができることが必要不可欠となることから、当該アプリを開発し、また所有権を 有する者以外には適正な履行が見込めないため、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に、上記の知識や所有権を有しない者が本業務を履行した場合、同一のアプリを利用できない、 ユーザ情報を引き継がない等の問題が生じ、当該事業の継続が困難となる。 以上のことから本業務を適正に履行できるのは、当該アプリの開発者及び所有者であるフェリカポ ケットマーケティング株式会社以外にないため、随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	環境業務課	228-7428	一般廃棄物(し尿)収集運搬業務	堺市環境事業協同組合、堺一 浄化興業安川衛生社、株式会 社SYC、株式会社三和興業、堀 内清掃、有限会社西辻事業所、 株式会社大和浄化工業所、有 限会社ProgressCompany、阪南 清掃株式会社	—	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 189,816,000円 単価契約分 311.30円/1人1月 ほか
3	環境業務課	228-7428	し尿処理手数料(臨時処理・従量 制)徴収業務	堺市環境事業協同組合、堺一 浄化興業安川衛生社、株式会 社SYC、株式会社三和興業、堀 内清掃、有限会社西辻事業所、 株式会社大和浄化工業所、有 限会社ProgressCompany、阪南 清掃株式会社	—	R6.4.1	本業務は、一般廃棄物(し尿)収集運搬業務と同時に発生する業務であり、同一業者に履行させる ことが効果的で経費面においても有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	単価契約 544.50円/件 ほか
4	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業 務	泉都興業株式会社	317,130,776	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業 務	阪南清掃株式会社	58,648,024	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業 務	株式会社エスワイミハラ	95,680,556	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
7	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業 務	山本清掃株式会社	88,860,525	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
8	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業 務	つかさ興業株式会社	138,212,328	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人 員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和6年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
9	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	あさひ株式会社	372,169,624	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
10	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	金岡興業株式会社	362,348,838	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
11	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	関西土建株式会社	315,408,221	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
12	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	常陽興業株式会社	237,349,632	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
13	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	日之出興業株式会社	217,259,099	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
14	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	日光産業株式会社	364,099,693	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
15	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	株式会社SYC	447,444,313	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
16	環境業務課	228-7429	環境美化業務	金岡興業株式会社	88,547,560	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
17	環境業務課	228-7429	死犬猫等収集運搬業務	有限会社関口商店	36,538,456	R6.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
18	環境業務課	228-7428	堺市し尿処理手数料収納等システム改修業務(OS更新)	日本事務器株式会社 関西支社	10,593,550	R6.4.1	本業務は、堺市し尿処理手数料収納等システム(以下「当該システム」という。)を継続して使用することを前提として、第三期統合基盤上に環境を構築し、第二期統合基盤上にある当該システムのデータの抽出及び移行等を行うものである。また、第三期統合基盤への移行や庁内LAN端末の入替にあたり、当該システムが新しいOS環境でも適正に稼働できるように改修を行う業務である。本業務を適正に履行するためには、システムの構成や設定など、当該システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りによる運用停止、改修工数の増加、業務の長期化などが発生する恐れがあり、正しい債権管理が出来なくなるほか、市民へ送付する納入通知書等の帳票が発行出来なくなる等、安定的なシステムの稼働が実現できず、市民生活に多大な影響を与える恐れがある。本業務を適正に履行できる者は、当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である日本事務器株式会社以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和6年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
19	環境業務課	228-7428	堺市し尿処理手数料収納等システム保守業務	日本事務器株式会社 関西支社	1,725,240	R6.4.1	当該業務は、し尿収集利用者の台帳管理およびし尿処理手数料の債権管理を行うために、既存の堺市し尿処理手数料収納等システムを継続して使用することを目的として運用保守を行うものであり、当該目的を達成しつつ当該システム全体の機能を損なうことなく継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、ほぼフルカスタマイズである当該システム全体の構成を把握し、プログラムの変更等の詳細な手順や設定など、当該システムに係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。当該システムの詳細な設定やプログラムなどの知識等を有しない者が本業務を履行した場合、当該システムに不具合が生じた際、復旧作業に遅延が生じ、「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」に定められた納付期限までに、市民へし尿処理手数料納入通知書を発送できなくなるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。本業務を適正に履行できるのは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である日本事務器株式会社関西支社以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
20	環境業務課	228-7428	浄化槽汚泥等投入受付代行業務	堺市浄化槽管理センター	3,432,000	R6.4.1	本業務は、浄化槽清掃(汚泥収集運搬)等に伴い発生する汚泥の処理場への搬入量が、各処理場の日別での受け入れ可能量内に収まるように、各堺市浄化槽清掃業・一般廃棄物(浄化槽清掃汚泥等)収集運搬業許可業者24者と搬入先や日程の調整を行った上で届出書の受付を行い、処理場に持参する投入券の配付を行うものであり、浄化槽清掃に関する専門的知識を有し、公正かつ適正に各許可業者と調整を行う必要がある。当該業者は、履行に必要な専門的な知識を有するとともに、堺市浄化槽清掃業・一般廃棄物(浄化槽清掃汚泥等)収集運搬業許可業者全員で構成する団体であり、浄化槽等の種別や処理方式の違いによる調整を公正かつ適正に行うことができる唯一の団体である。本業務を適正に履行できるのは、当該業者以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
21	環境施設課	228-7453	臨海工場焼却灰処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	—	R6.4.1	大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき設立された生活環境保全のための団体であり、近畿2府4県・各市町村を受入対象地区として廃棄物の海洋埋立事業を展開しており、他に広域の廃棄物処分場がないため、当該団体と随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,870円/t(税込)
22	クリーンセンター管理課	252-0815	東工場エレベータ設備保守点検業務	東芝エレベーター株式会社 関西支社	2,455,200	R6.4.1	当該エレベータは平成8年度設置当初から点検・部品交換・小修理を含むフルメンテナンス方法による保守点検を行っている。今後、部品の耐用年数から交換・小修理の必要回数の増加が見込まれていることを考慮すると、当初から保守点検を行ってきた上記業者と随意契約を締結することが有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	
23	クリーンセンター管理課	252-0815	東工場トラックスケール保守点検業務	株式会社アセック	2,772,000	R6.4.1	本業務は、クリーンセンター東工場のトラックスケール設備及び計量システムの保守点検を行う業務であり、適正な履行にあたっては、システム制御された本機器にかかるシステム設定等の詳細な知識が不可欠である。当該業者は、トラックスケール本体及びデータシステム装置を製造かつ設置した業者(クボタ環境エンジニアリング株式会社)から本機器の保守点検業務を業務移管された業者であり、ほかの業者ではシステム制御された本機器の保守点検ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
24	クリーンセンター東工場	255-2216	東工場第二工場焼却灰搬入処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	—	R6.4.1	大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき設立された生活環境保全のための団体であり、近畿2府4県・各市町村を受入対象地区として廃棄物の海洋埋立事業を展開しており、他に広域の廃棄物処分場がないため、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,870円/t(税込)
25	クリーンセンター東工場	255-2216	東工場焼却灰運搬業務	泉都興業株式会社	63,800,000	R6.4.1	本業務は、市民生活に多大な影響を与える業務であり、迅速かつ確実に行う必要があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たす業者でなければ履行できない。 本業務は、焼却灰運搬にもとめない、飛散防止機能を有した大型のダンプトラック等の必要な機器材を保有する業者であり、災害が起こった際などの緊急時にも業務を止めずに行うために堺市内の業者である必要がある。さらに、焼却灰は人体へ悪影響を及ぼす危険性のあるダイオキシン類や重金属類を含んでいる。そのため焼却灰の性状に応じた飛散防止のための被覆作業、荷台からの水滴落下防止対策作業等が必要であり、加えて作業者自身のダイオキシンばく露防止対策も求められることから、業務遂行にあたりこれらの作業の経験、焼却灰やダイオキシン等に関する知識を有している必要がある。 当該相手方は、本業務に長年従事し焼却灰の取り扱いの経験、知識を有している。その上で、焼却灰運搬にあたり必要な機器材を保有している堺市内の業者は当該相手方のみであるため、当該相手方と一者随契を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	